

**令和8年度特定健診受診率向上に向けた市町村国保支援事業（受診勧奨業務）  
業務委託仕様書（案）**

**1 委託事業名**

令和8年度特定健診受診率向上に向けた市町村国保支援事業（受診勧奨業務）

**2 事業の目的**

福島県における市町村国民健康保険の特定健康診査（以下「特定健診」という。）受診率は、県全体として国の目標値に達していない。

特定健診は、生活習慣病の発症予防及び重症化予防を図るための重要な取組であり、受診率の向上は、健康寿命の延伸や医療費の適正化につながることを期待される。

県では、特定健診の重要性について住民の理解を深め、受診意欲の醸成を図るため、市町村が活用できる統一的な周知啓発コンテンツを制作・提供し、テレビCMやWEB広告等と連動した広報を実施している。

本事業は、当該コンテンツを活用し、市町村が実施する特定健診受診勧奨を効果的に支援するとともに、対象者の属性や受診履歴等を踏まえた効果的・効率的な受診勧奨及び受診率向上に資する取組を実施することにより、県全体の特定健診受診率の向上を図ることを目的とする。

本事業では、行動科学や行動経済学等の知見を活用するとともに、健康面に加え、経済的側面等も踏まえた、多面的かつ創意工夫のある提案を求めるものとする。

**3 委託期間**

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

**4 事業概要**

本事業は、県が選定する18市町村（二本松市、郡山市、会津若松市、相馬市、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、南会津町、檜枝岐村、磐梯町、会津美里町、矢祭町、玉川村、川内村、葛尾村、伊達市、本宮市）を対象に、特定健診未受診者約5万人の中から、対象者の属性や受診履歴等を分析し、受診行動につながる可能性が高い対象者を抽出した上で、効果的・効率的な受診勧奨を実施するものである。

**【参考】対象市町村の対象規模（見込み）**

- ・被保険者数：約120,000人
- ・特定健診未受診者：約50,000人（この中から受診勧奨対象者を抽出）

受診勧奨に当たっては、行動科学や行動経済学等の知見を活用するとともに、対象者ごとの特性を踏まえた訴求内容や勧奨手法を取り入れ、受診行動につながる効果的

なアプローチを実施するものとする。

また、事業実施後は、受診勧奨の実施結果や受診率への効果等を分析・検証し、対象者抽出手法や勧奨内容の有効性を評価するとともに、その成果や課題を整理し、今後の市町村における特定健診受診率向上施策に活用できる知見を取りまとめるものとする。

## 5 事業内容

本事業では、県が選定する18市町村を対象に、特定健診未受診者のうち受診行動につながる可能性が高い対象者を抽出し、対象者の属性や受診履歴等に応じた効果的・効率的な受診勧奨を実施する。受託者は、行動科学や行動経済学等の知見を活用し、受診率向上につながる手法を企画・実施すること。

### (1) 受診勧奨対象者の抽出

市町村が保有する特定健診受診履歴、レセプト情報その他受診勧奨に必要なデータを活用し、特定健診の受診が見込まれる対象者の抽出方法について提案すること。

対象者の抽出に当たっては、過去の受診履歴、年齢、性別、医療機関受診状況その他の属性を踏まえ、受診行動につながる可能性が高い対象者を選定すること。

#### 【県が提供するデータ】

公益財団法人国民健康保険中央会のシステム等から抽出される、契約時点で取得可能なデータ（CSV ファイル等）を提供する。提供するデータの種類、対象期間及び範囲は受託者との協議により決定するものとし、主なデータは次のとおり想定している。

- ア 特定健診受診歴データ（FKAC167）
- イ 特定保健指導実施歴データ（FKAC165）
- ウ 特定健診対象者データ（FKAC161 又は FKAC173）
- エ 被保険者管理台帳
- オ 特定健診受診者 CSV ファイル（FKAC131）
- カ 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル（FKAC163）
- キ 特定健診結果等情報作成抽出（その他の健診結果情報）ファイル（FKAC164）
- ク レセプト電算コード情報（医科・DPC・調剤）
- ケ 特定健診等被保険者データ（KD\_IF015）

### (2) 受診勧奨の実施

抽出した対象者に対し、行動科学や行動経済学（ナッジ理論）等の知見を活用した受診勧奨を実施すること。（勧奨実施時期は令和8年9月から12月までを想定する。）

受診勧奨は、対象者の特性に応じた訴求内容及び勧奨手法とし、受診行動につながる効果的な内容とすること。

- ア 留意事項

受診勧奨に使用する通知文書、広報資材等には、県が制作した「ネンイチ健診！」ロゴを使用すること。なお、具体的な使用方法については「ネンイチ健診 ヴィジュアルアイデンティティ・デザインマニュアル」を参照。

### (3) 受診率向上に資する取組の提案

受託者は、上記のほか、事業効果をさらに高めるための取組について自由に提案することができる。

なお、提案内容の実施の可否については、県と協議の上、決定する。

### (4) 効果検証及び報告会の実施

受診勧奨の実施後は、受診結果等を分析し、実施結果や課題を整理するとともに、対象者抽出手法及び受診勧奨手法の有効性について検証を行うこと。

また、成果報告会を参集形式（WEB実施可）で県内全市町村を対象に1回以上実施すること。

## 6 業務実施報告書等の提出

### (1) 納品

受託者は、業務終了後、速やかに以下の業務実施報告書等を県へ提出すること。

- ① 業務実施報告書（様式任意）
- ② 完了届（契約書様式）

### (2) 提出場所

福島県保健福祉部国民健康保険課

### (3) 期限

令和9年3月31日（水）まで（厳守）

## 7 留意事項

### (1) 個人情報の取扱い

本業務は、個人情報を多く取り扱うため、委託業務の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを慎重かつ適切に行わなければならない。また、本仕様書に基づく業務を行うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

受託者は、本業務により知り得た情報などを他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

### (2) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

- ① 契約金額の 50%を超える業務
- ② 管理運営、指導監督、確定検査等、統括的かつ根幹的な業務

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による委託者の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

※ その他、簡易な業務

- ア) 資料の収集・整理
- イ) 複写・印刷・製本
- ウ) 原稿・データの入力及び集計
- エ) その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と受託者が別途協議を行った業務

(4) 協議事項

次の事項については、県と協議すること。

- ① やむを得ない事情等により、本仕様書の変更を必要とする場合
- ② 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合
- ③ 委託業務において疑義が生じた場合
- ④ 災害等の影響がある場合

(5) 委託業務の明記

業務実施に当たっては、福島県委託業務である旨を明記すること。

## 8 検査及び支払方法

受託者は業務終了後、「6 業務実施報告書等の提出」のとおり、県に報告書を提出する。

県は、当該業務に係る検査を行い、結果を受託者に通知する。この通知をもって、受託者は検査に合格したものとし、受託者は請求書を県に提出する。

県は、請求書を受領後、受領日から 30 日以内に受領した請求書に係る金額を支払う。なお、受託者は、成果指標の測定に必要な資料の提供について協力すること。

## 9 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、随時、県及び受託者が協議して決定する。